- 1. 件 名: 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(926))
- 2. 日 時: 平成30年5月9日 13時30分~15時45分
- 3. 場 所:原子力規制庁 9階D会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

津金主任安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、山浦技術参与

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長 他 4 名

東北電力株式会社:原子力部(原子力設備) 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社:原子力設備管理部土木技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社:原子力土建部 設計管理グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社:原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当 他1名

中国電力株式会社:電源事業本部(原子力耐震) 担当 他1名電源開発株式会社:原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1)日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る 溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書、津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度 に関する説明書について、説明があった。
- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書>

- 床貫通部に対する止水措置について、堰のみで止水する場合と堰とシール材とで止水する場合があることが分かるよう記載すること。
- ケーブルトレイに対する貫通部止水措置について、モルタルで実施している箇所があるか確認し、モルタルによる止水措置を行っていれば、その詳細を整理して提示すること。
- モルタルに作用するせん断荷重の評価式を変更することに伴う影響について、整理して提示すること。
- 防護カバーの溶接部の詳細について整理して提示すること。
- 防護カバーの応力評価位置を基礎ボルトのみとしている妥当性を整理して提示すること。

<津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書>

- 貫通部止水処置とする堰について、堰の高さを整理して提示すること。
- 貫通部止水処置の強度評価における貫通物の自重の扱いについて、整理して提示すること。
- 貫通部止水処置の強度評価対象部位について、選定根拠を再度整理して提示すること。
- 逆流防止装置の強度計算について、弁本体及びフロートガイドの荷重算定における受圧面積が明確になるように記載を工夫して図示すること。また、床ドレンファンネルの目皿の構造を明確にした図を提示すること。
- 逆流防止装置の強度計算について、評価対象部位の選定の考え方を整理して提示すること。 また、溶接部の扱いについて整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- ・水密扉の耐震性についての計算書
- ・貫通部止水処置の耐震性についての計算書
- ・防護カバーの耐震性についての計算書
- 貫通部止水処置の強度計算書
- ・逆流防止装置(床ドレンファンネル)の強度計算書